

青山学院大学全学FD委員会運営細則（制定）

（2009年3月16日 学部長会承認）

（趣 旨）

第1条 この細則は、青山学院大学FD規則第2条第4項の規定に基づき、全学FD委員会（以下「FD委員会」という。）について、構成、審議事項等、その運営に必要な事項を定めるものとする。

（構 成）

第2条 FD委員会は、次の委員をもって構成する。

- （1）青山学院大学FD推進委員会運営細則第2条第1項に規定するFD推進委員会委員
- （2）青山学院大学全学教務委員会規則（以下「全学教務委員会規則」という。）第2条第1項に規定する全学教務委員会委員
- （3）全学教務委員会規則第9条に規定する全学教務委員会出席者

2 FD委員会が特に必要と認めるときは、委員以外の者に列席を求め、その意見を聴くことができる。

（委員長）

第3条 FD委員会に、委員長を置き、学務及び学生担当の副学長をこれに充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を統括する。

（副委員長）

第4条 FD委員会に、副委員長1名を置く。

- 2 副委員長は、委員長が委員の中から指名する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときには、委員長の職務を代行する。
- 4 副委員長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

（招集、開催及び定足数）

第5条 FD委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 FD委員会の定足数は、構成員の過半数とする。

（審議事項）

第6条 FD委員会は、次の事項を審議する。

- （1）FD活動全般に関する事項
- （2）FD推進委員会の審議結果に関する事項
- （3）その他FD活動を円滑に運営するために必要な事項

(審議結果)

第7条 委員長は、前条の審議結果を学長に報告するものとする。

(事務の所管)

第8条 FD委員会に関する事務は、学務部教務課が行う。

(改廃手続)

第9条 この細則の改廃は、FD委員会、学部長会及び教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

この細則は、2009年3月27日から施行する。